

米軍基地近隣住民の命を危険にさらした米海兵隊員による銃器所持立てこもり事件に対する意見書

平成 26 年 10 月 30 日午前、マスコミ報道によれば、キャンプ桑江の居住地区でライフル銃を所持した米海兵隊員が自宅に立てこもる事件があり、基地内の近隣住民が一時避難する事態となった。一方、北谷町に沖縄防衛局から一報が入ったのは午後 1 時頃と事件の収束後となり、海兵隊報道部に至っては、一夜明けた 31 日も事件の詳細は調査中とし、11 月 10 日現在に至っても詳細を公表していない。

今回の事件は、県民が米軍基地に隣接して生活している中で、ライフル銃を所持する事件が発生し、近隣住民に不安や恐怖を与えたばかりでなく、万が一発砲されたならば、命や財産にかかわる大問題であり、在沖米陸軍トリイステーション基地が存在する本村にとっても看過出来ない重大な問題である。

とりわけ、事件の起きている最中には基地外には何も知らされず、近隣住民が命の危険にさらされていた事は米軍の人命軽視、隠蔽体質以外の何物でもない。更に、住宅地域へ銃器が持ち込まれた事は、武器管理の不徹底が問われる重大な問題である。

本村は、米軍人による事件・事故の発生の度に、原因の究明、綱紀粛正、再発防止、事件の公表等を強く求めてきたが、米軍が努力を尽くしているとは云い難く、到底容認できるものではない。繰り返されるこのような現状に激しい怒りを覚えるものである。

よって、読谷村議会は、村民の生命、財産、安全を守る立場から、米軍及び関係当局に対し厳重に抗議するとともに、下記事項について速やかに実現するよう強く要請する。

記

1. 米軍人・軍属の綱紀粛正と事件の徹底究明をして、再発防止策を速やかに公表し、実行すること。
2. 米軍人・軍属の銃器類の所持・管理体制を明らかにし、管理を徹底すること。
3. 容疑者を厳重に処罰し、詳細を公表すること。
4. 日米合同委員会における合意事項を速やかに履行すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出する。

平成 26 年 11 月 10 日

沖縄県読谷村議会

あて先

内閣総理大臣 外務大臣 防衛大臣 外務省特命全権大使（沖縄担当）  
沖縄防衛局長